

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共土木直轄 災害復旧事業 負担金	千円 136,000	(借入先) 財務省、総務省、公営企業金融公庫、		30年以内 (うち据置期間5年以内)	千円 135,000			
都市公園 整備事業費	198,000	単県治山事業費		半年賦元利 均等償還又は	213,000			
単県林道 整備事業費	2,212,000	(借入方法)		元金均等償還	77,000			
単県道路 整備事業費	14,715,000	証書借入又 は証券発行		等	2,207,000			
単県街路 整備事業費	1,898,000	(その他)	年 10 %	政の都合によ	14,709,000			
県庁舎 整備事業費	2,155,000	工事その他 の都合により、	以 内	り、繰上償還 をなし、又は	249,000	(補正前に同じ)		
総合行政 ネットワーク 整備事業費	740,000	一部もしくは 全部を翌年度		借り換えをす ることができ	739,000			
九州新幹 線建設事業 費	15,489,000	以降に繰り下 げて借り入れ		る。	17,201,000			
調査船建 造費	51,000	することがで きる。						
道路公社出 資金	85,000	発行価格が			612,000			
交通安全施 設整備事業 費	496,000	額面金額を下 回るときは、			3,072,000			
警察施設 整備事業費	2,789,000	その発行差額 をうめるため			1,231,000			
県立高等学 校整備事業 費	1,441,000	必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			7,000			
県営野球場 整備事業費	10,000							

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円				千円			
土地改良事業費	1,825,283	政府貸付金の 借入れ	無利子	20年以内 (うち据置期 間5年以内) 年賦均等償還	1,919,522	(補正前に同じ)		
計	94,831,283				94,925,522			

熊本県告示第 438 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	稲生野 甲佐線	上益城郡甲佐町大字中横田字床分 573 番 1 地先から 同 所 字立神 292 番 2 地先まで	前	6.0 ~ 9.8	273.0	単道改
			後	10.5 ~ 16.5	273.0	
"	河内 矢部線	上益城郡矢部町大字麻山字竹の迫 150 番地先から 同 所 大字黒川字長尾新 26 番地先まで	前	4.5 ~ 8.0	386.0	単橋改
			後	9.0 ~ 62.0	256.5	

2 区域変更する期日 平成 14 年 5 月 17 日

熊本県告示第 439 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	天草郡倉岳町大字宮田字大原 3766 番地先から 同 所 大字棚底字古里越 3706 番地先まで	364.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 5 月 17 日

熊本県告示第 440 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 17 日から 60 日間、熊本県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草郡松島町大字今泉字知十 2077番地先から 同所 大字合津字影 5996番3地先まで	3,280.0	国道改

2 供用開始する期日 平成 14 年 5 月 17 日

熊本県告示第 441 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

平成 14 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び施設の所在地	開設者名	指定年月日
特別養護老人ホーム泗水苑 菊池郡泗水町永 1021 番地	社会福祉法人 泗水福祉会	平成 14 年 4 月 15 日

公 告

熊本県公告第 413 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

その関係図面は、平成 14 年 5 月 17 日から 2 週間、熊本県土木部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成 14 年 5 月 17 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 水俣広域公園
- 2 位置 熊本県水俣市汐見町地内
- 3 区域 別紙図面のとおり
- 面積 0.34 ヘクタール
- 4 供用開始する時期 平成 14 年 5 月 17 日